泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

 泊発電所3号炉審査資料

 資料番号
 資料2-6

 提出年月日
 令和5年7月18日

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項(可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート)

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	全般	屋外図面について、原子炉補助建屋南西の幅に誤りがあったため、適正化しました。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	全般	アクセスルートを記載している図面について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、原子炉建屋東側にアクセスルート(要員)を追加しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	全般	屋外図面についてP.Nと縮尺を追加しました。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	全般	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	目次	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)屋内のアクセスルートの設定について (新)屋内アクセスルートの設定について	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-6	同上 上記に伴い、相違理由欄を修正しました。下線部参照 (旧) 【 <u>女川</u> 】記載表現の相違 (新) 【 <u>島根</u> 】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
9	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.2)	1. 0. 2–8	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針として以下の記載を追加しました。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した経路については、その影響を考慮した場合に通行可能な建屋に操作場所までの屋内アクセスルートを設定する。	
10	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–16	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-16	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様)	
12	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-24	相違理由欄の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) 【女川及び島根】・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離図を整理。 (新) 【女川及び島根】 <u>記載内容の相違</u> ・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離 図を整理。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2–17	43条の接続口において、接続口の設置位置を変更したことから、屋内の可搬型ホースが保管不要となったことから以下の記載を削除しました。 (1)「2n+α」の可搬型設備(1/2)の表設備名:可搬型ホース150A(東側1組:約100m 西側1組:約250m)	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-28	同上	
15	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.2)	1. 0. 2–38	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針として以下の記載を追加しました。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合においては、アクセスルート及び迂回路に加えて、通行可能な建屋に操作場所までの大型航空機特化ルートを設定する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-55	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–55	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-39	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針として以下の記載を追加しました。 (c) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響の考慮故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路として、大型航空機特化ルートを設定する。大型航空機特化ルートは、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-56	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-39	以下の記載に関して,項目追加に伴い適正化を図りました。(下線部参照) (旧) (c) その他の考慮事項 (新) (d) その他の考慮事項	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-56	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-40	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルートを設定することから以下の記載を追加しました。 (下線部参照) (旧) アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり設定する。 (新) アクセスルート, 迂回路及び大型航空機特化ルートを以下のとおり設定する。。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-56	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–56	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルートの設定について記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載方針の相違・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-40	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針として以下の記載を追加しました。 また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合において、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に操作場所への大型航空機特化ルートを設定する。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–57	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-40	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針として以下の記載を追加しました。 ・大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。	
28	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 7. 2)	1. 0. 2–57	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–57	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-41	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針として以下の記載を追加しました。 また、屋内アクセスルートのうち大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路と位置付けるため、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象の影響評価対象外とする。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–57	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–57	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載方針の相違・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-41	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の大型航空機特化ルートに関する外部事象の評価に関して以下の記載を追加しました。 また、屋内アクセスルートのうち大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路と位置付けるため、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象の影響評価対象外とする。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-58	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2–58	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2-別紙2-2,5	第1図について,サブルート(要員)を追加しました。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2-別紙2-2,5	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-別紙2-2, 3, 6	第2図の凡例について,適正化しました。(下線部参照) (旧) サブルート (新) サブルート <u>(車両・要員)</u>	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-2, 3, 6	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-別紙2-3	第3図について, Eダクト排気口の構造物損壊の範囲の適正化しました。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2-別紙2-3,6	第3図について、3号炉放水ピットに構造物の識別を追加しました。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2-別紙2-3,6	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-別紙2-8	第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(1/2)について,対象設備に※を追記し、以下の記載を追加しました。(下線部参照)※:配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-11	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-別紙2-8	43条の接続口において,大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため,第8図を適正化しました。	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-11	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-別紙2-15, 16	可搬型タンクローリーの設置位置に変更がないことから、以下の記載を削除しました。 ※1:配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-22, 23	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2-別紙2-16	第4図について、流路方向を追記しました。	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-23	同上	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1. 0. 2-別紙2-17	以下の記載について、凡例の燃料タンク(SA)に※を付記し、※2として記載しました。 燃料タンク(SA)については、今後の検討により変更となる可能性がある。	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-24	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2-別紙2-17	第6図について,凡例を示している上部に凡例の文字を追加しました。	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙2-24	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙3-2	43条の接続口の設置位置の変更に伴い,第1表の記載に関して以下の通り適正化しました。(下線部参照)(旧) ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>A母管</u> 接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>B母管</u> 接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>代替原子炉補機冷却水ライン</u> 接続口 (原子炉建屋 <u>西(建屋内)</u> ,東(建屋内),原子炉補助建屋 <u>南</u>)(新) ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>原子炉補機冷却水東側</u> 接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>原子炉補機冷却水東側</u> 接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>原子炉補機冷却水南側</u> 接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車 <u>原子炉補機冷却水屋内</u> 接続口 (原子炉建屋 <u>東</u> ,原子炉補助建屋 南,原子炉補助建屋 <u>西(建屋内)</u>)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙3-2	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙3-6~9	第3表について,対象設備に※を追記し,以下の記載を追加しました。(下線部参照) ※:配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有。	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙3-5~8	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙3-6~9	第3図について、図中の○○設置場所の注釈を凡例と重複することから削除 しました。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙3-5~8	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙3-6	第3図(2/8)について、43条の接続口の設置位置の変更に伴い、図面を適正化しました。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙3-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1. 0. 2-別紙3-13	屋外作業の被ばく評価は技術的能力1.7の添付資料のみ実施していることから、以下の記載を適正化しました。下線部参照。 (旧) 【島根】記載内容の相違 ・島根は可搬型設備の設置場所周辺に設置されている格納容器フィルタベント系出口配管からの被ばく評価を実施している。泊は技術的能力1.7,1.11,1.13の添付資料において、屋外作業の被ばく評価を実施している。 (新) 【島根】記載内容の相違 ・島根は可搬型設備の設置場所周辺に設置されている格納容器フィルタベント系出口配管からの被ばく評価を実施している。泊は技術的能力1.7の添付資料において、屋外作業の被ばく評価を実施している。	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30 (全般)	屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定し、「屋内のアクセスルート」を「屋内アクセスルート」に変更したことから、これに合わせて「屋外のアクセスルート」についても以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)屋外のアクセスルート (新)屋外アクセスルート	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30 (全般)	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-1	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。 (下線部参照) (旧)屋内のアクセスルートの設定について (新)屋内アクセスルートの設定について	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-1	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-1	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧)アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり〜(新)屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり〜	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-1	同上	
71	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-1	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項 (新) 1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項	
72	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基 準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-1	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-1	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、以下の記載を追記しました。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮しても、 移動可能なルートとして出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートをあらかじめ設定する。	
74	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-2	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基 準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-2	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧) 【女川及び島根】記載表現及び対応要員の名称の相違(新) 【女川及び島根】記載方針の相違・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
76	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-2	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 2. 屋内のアクセスルートの成立性 (新) 2. 屋内アクセスルートの成立性	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-3	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-2	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)第1図「屋内のアクセスルート図」に示す (新)第1図「屋内アクセスルート図」に示す	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-3	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-2	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧) 屋内のアクセスルートに記載のある数字と関連付けがなされている(新) 屋内アクセスルートに記載のある数字と関連付けがなされている	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-3	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-3~21	43条の接続口の設置位置変更に伴い、屋内アクセスルートとして「大型航空機特化ルート」を新たに設定したことから、「大型航空機特化ルート」を含めるために第1表の操作・作業場所欄の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)屋内 <u>の</u> アクセスルート (新)屋内アクセスルート	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-4~22	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-4~22	相違理由欄に以下の記載を追加して適正化を図りました。 【女川及び島根】 記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7,9,30,31	43条の接続口の設置位置変更に伴い、操作場所が変更となったことから、階段Qを通行するルートを屋内アクセスルートから削除しました。	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8,10,31,32	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の手順を整備したことから対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるAー高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」を追加しました。	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車による A -高圧注入ポンプへの補機冷却水 (海水) 通水」について,以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧) 系統構成 【中央制御室 \rightarrow (⑥階段 A (⑧) \rightarrow [$($ (®) $)$ () $)$ (9階段 $($ (®) $)$ (の) $)$ (9階段 $($ (®) $)$ (の)	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水 (海水) 通水」について,以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧) 系統構成,通水操作 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段 I ①)→[① -3]→(①階段 I ④)→(④階段A®)→(⑧階段E⑨)→(⑨階段R⑩)→[⑩ -5](新) 系統構成,通水操作 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段 I ①)→[① -3]→(①階段 I ④)→(④階段A®)→(⑧階段B⊕)→(⑨階段R⑩)→[① -3]	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水 (海水) 通水」について,以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧)保管場所への移動,可搬型ホース敷設,接続【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(⑧階段E①)→(⑨階段R⑩)→[⑪-1]】(新)保管場所への移動【中央制御室→⑥階段B③→屋外A】	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水 (海水) 通水」について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア <u>→屋外C</u> (新) 屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車によるA - 高圧注入ポンプへの補機冷却水 (海水) 通水 (故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋内アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 屋内アクセスルート欄: 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A®)→[®-33]→[®-6]→(⑧階段E®)→(⑨階段R®)→[⑩-1]→(⑩階段B®)→(⑥階段A®)→[®-7]→(⑥階段B®)→[®-6]→(⑧階段B®)→(®®B®)→(®B®)→(®®B®)→(
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	
99	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋外アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア→屋外F	
100	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	
101	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-7	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合のルート設定の考え方として以下の記載を追加しました。 ※2:本手段における屋内アクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する大型航空機特化ルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-8	相違理由欄に以下の記載を追記しました。 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷 の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機 特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化した ルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の手順を整備したことから対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」を追加しました。	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いた C , D — 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」について,以下の記載を適正化しました。 (下線部参照) (旧) 系統構成,可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度) 取り付け 【中央制御室→(⑥階段 A ®) → [B — A] → (B) → (
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いた C , D - 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」について,以下の記載を適正化しました。 (下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段 A ④) → (④階段 I ①) → $[$ ① -4] → (①階段 I ④) → (④階段 A ®) → (⑧階段 E ⑨) → (⑨階段 R ⑩) → $[$ ⑩ -4] \sim (新) 系統構成,通水操作 【中央制御室→(⑥階段 A ④) → (④階段 I ①) → $[$ ① -4] → (①階段 I ④) → (④階段 A ®) → (⑧階段 E ⑨) → (⑨階段 A ®) → (⑧階段 E ⑨) → (⑨階段 A ®) → I 0	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」について,以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧)保管場所への移動 <u>可搬型ホース敷設,接続</u> 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(⑧階段E⑨)→(⑨階段R⑩)→[⑩-1]】(新)保管場所への移動 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A】	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いた C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」について,以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 屋外 A→51m倉庫・車庫エリア又は 2 号炉東側31mエリア <u>→屋外 C</u> (新) 屋外 A→51m倉庫・車庫エリア又は 2 号炉東側31mエリア	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋内アクセスルート欄に以下の記載を追加しました。 屋内アクセスルート欄: 系統構成,可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け 【中央制御室→(⑥階段A®)→[®-34]→[®-7]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段R⑩)→[⑩-2]→(⑩階段R⑪)→[⑨-2]→(⑨階段E⑥)→(⑥階段A。4)→[④-8]→(④階段B⑥)→[⑥-9]→(⑥階段B®)→[⑥-7]→(⑧階段B®)→(⑥階段A⑥)→[⑥-9]→(⑥階段A⑥)→[⑥-9]→(⑥階段A⑥)→[⑥-9]→(⑥階段A⑥)→[⑥-9]→(⑥階段A⑥)→[⑥-11]】 系統構成,通水操作 【中央制御室→(⑥階段A®)→[®-34]→(⑧階段A④)→(④階段I①)→ [①-4]→(①階段I④)→(④階段A®)→(⑧階段E⑨)→(⑨階段R⑩)→ [⑪-2]→(⑩階段R⑨)→(⑨階段E⑥)→[⑥-10]】 保管場所への移動,可搬型ホース敷設,接続 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外F→[⑧-35]】	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-9	対応手順「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)」の屋外アクセスルート欄に以下の記載を適正化しました。(下線部参照)(旧)屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C(新)屋外A→51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア→屋外F	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
118	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 8. 2)	1.0.2 別紙30-9	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合のルート設定の考え方として以下の記載を追加しました。 ※2:本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-10	相違理由欄に以下の記載を追記しました。 【女川】 記載内容の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷 の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機 特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化した ルートを設定するという考え方は女川と同様。)	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-16	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。 (下線部参照) (旧) 不要 <u>な</u> 直流負荷切離し操作 (新) 不要直流負荷切離し操作	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-17	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-16	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 蓄電池室排気ファン起動,充電器盤受電操作,直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑥階段A®)→[⑧-22]→[⑧-23]→[⑧-32]→(⑧階段A ⑥)→[⑥-24]】 (新) 蓄電池室排気ファンの起動,充電器盤受電操作,直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑥階段A®)→[⑧-22]→[⑧-23]→[⑧-32]→(⑧階段A ⑥)→[⑥-23]】	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-17	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機起動 (新) 代替非常用発電機 <u>の</u> 起動	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-18	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-18	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成,燃料油移送ポンプ受電準備,燃料移送ポンプ起動,燃料移送ポンプ停止 (新) 系統構成,燃料油移送ポンプ受電準備,燃料 <u>油</u> 移送ポンプ起動,燃料 <u>油</u> 移送ポンプ停止	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-19	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-18	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-12]→ [⑥-13]→[⑥-12]→[⑥-23]→(⑥階段B③)→屋外A】 (新) 【屋外A→(③階段B⑥)→[⑥-12]→ [⑥-13]→[⑥-12]→[⑥-22]→(⑥階段B③)→屋外A】	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-19	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)海上モニタリング <u>測定</u> (新)海上モニタリング	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-20	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-27	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから以下の記載を適正化しました。 (旧) 24 (新) 23 (新) 22	
134	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-28	同上	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-29	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルートとして、屋外Fの記載と屋外Fから操作場所までの大型航空機特化ルートの記載を追記しました。	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-30	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-29	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の操作場所として、操作対象場所欄に33,34,35を追加しました。	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-30	同上	
139	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作 (新) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-34	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <u>から</u> 又は燃料タンク(SA)可搬型タンクロー リーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油 移送ポンプにより補給する場合) ホース接続口 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA) <u>から</u> 可搬型タンクロー リーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油 移送ポンプにより補給する場合) ホース接続口	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-39	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-39	43条の接続口において、接続口の設置位置を変更に伴い、操作場所が変更となったころから「第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(7/13)」から以下の記載を削除しました。また、この修正に伴い、「第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(7/13)」の⑥の対象場所22以降の番号を繰り上げました。対象場所:22操作内容:代替原子炉補機冷却水ライン接続口操作対象機器及び操作項目:・代替原子炉補機冷却水ライン接続口・ホース接続	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-40	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(原子炉格納容器注水から原子炉容器 <u>注水への</u> 切替え) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(原子炉格納容器注水から原子炉容器 <u>への注水</u> 切替え)	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-41	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタ差替え,蓄電池室排気ファン起動 (新) 蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタ <u>の</u> 差替え,蓄電池室排気ファン <u>の</u> 起動	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-44	同上	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-44	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の操作場所を追加したことから、図⑧の対象場所・操作内容・操作対象機器及び操作項目に以下の記載を追加しました。対象場所:33 操作内容:可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成操作対象機器及び操作項目:・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁(SA対策) 対象場所:34 操作内容:可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成操作対象機器及び操作項目:・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁(SA対策) 対象場所:35 操作内容:可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口操作対象機器及び操作項目:・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口操作対象機器及び操作項目:・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口接続口	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-45	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-44	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <u>から</u> 又は燃料タンク (SA) 可搬型タンクロー リーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油 移送ポンプにより補給する場合) 系統構成 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) <u>から</u> 可搬型タンクロー リーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油 移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-45	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-45	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の操作場所を追加したことから以下の記載を削除しました。また、この修正に伴い、第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(13/13)の⑩対象場所3以降の番号を繰り上げました。 対象場所:1 操作内容:可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口操作対象機器及び操作項目:・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口・ホース接続 対象場所:2 操作内容:可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口操作対象機器及び操作項目:・可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口操作対象機器及び操作項目:・可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口・ホース接続	
45.	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-46	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-45	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁(SA対策) (新) D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁(SA対策) <u>*1</u>	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-46	同上	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 別紙30-45	以下の記載を追記しました。 ※1:今後の検討結果により変更の可能性有。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 別紙30-46	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足20-1	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定として以下の記載を追加しました。(下線部参照)(旧)屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」と「迂回路」で定義する。(新)屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に通行可能な建屋内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」、「迂回路」、「大型航空機特化ルート」で定義する。	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足20-1	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足20-1	相違理由欄に以下の記載を追加しました。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、大型航空機特化ルート設定している。(女川と同様)	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足20-1	第1表の記載に関して記載の適正化を図りました。 (下線部参照) (旧) ・地震, 地震随伴火災及び地震 <u>随伴</u> 内部溢水の影響を受けない。 (新) ・地震, 地震随伴火災及び地震 <u>による</u> 内部溢水の影響を受けない。	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足20-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足20-1	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定として第1表について以下の記載を追加しました。 小分類欄:大型航空機特化ルート 概要説明欄: ・故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 ・地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足20-2	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足20-2	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、この接続口を使用する場合の屋内アクセスルート設定の方針を記載したことから相違理由欄に以下の記載を追加しました。 ・泊は、屋内のアクセスルートとは別に大型航空機特化ルートを設定しているが、島根は屋内のアクセスルートとして設定した上で個別手順に対して故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定するとしている。(大型航空機特化ルートをアクセスルートとは別に設定することについては、女川と同様である。)	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-2	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、第1表に用途、必要長さを追加しました。これに伴い、表を2枚から3枚へ変更しています。	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-2	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-4	放射性物質拡散抑制(SA手順)の補足欄に「一」を追記し、適正化しました。	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-5~17	第2~7表について,それぞれのルートに※書きしていたSA手順,自主手順を項目(分類)として追加しました。	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-6~20	同上	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-5,8,11,14,15,17	以下の記載を追加しました。 ※:配置場所は今後の検討結果により変更の可能性有。	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-6,9,12,15,18,20	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-5,8,11,14,15,17	以下の記載を適正化しました。 (下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車 (新) 可搬型大型送水ポンプ車 <u>*</u>	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-6,9,12,15,18,20	印上	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-8	43条の接続口において,大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため,第2図(1/3)を適正化しました。	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-8	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、第3表(1/3)にルート③を追加しました。	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-9	同上	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-9	原子炉補機冷却水系通水の東側接続位置変更に伴い,敷設距離を適正化しました。	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-10	同上	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-9	第3表について,以下の記載を適正化しました。下線部参照 (旧) <u>西</u> 側接続口 (新) <u>南</u> 側接続口	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-10	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-10	43条の接続口において、大型航空機衝突時専用の接続口を新たに設置するため、第2図(3/3)及び第3表(3/3)に1号及び2号炉取水ピットスクリーン室、3号炉取水口、1号及び2号炉取水口からのルートを追加しました。	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足21-18	第8表について,原子炉補機冷却水系通水のホース長さを適正化しました。	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足21-22	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100 r.8.2)	1.0.2 補足25	補足資料25を新規作成しました。	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項(SAT100-9 r.7.2)	1.0.2 補足25	同上	